台風・洪水に備えて事務所からのお知らせ国土交通省常陸河川国道

しやすい季節になりました。 台風や豪雨などにより河川が増水

て同りせくによりに はこり 登成がみがある恐れがあります。が、地表から見えない亀裂や、土の緩が、地表から見えない亀裂や、土の緩堤防など応急的な補修を行いました 震災により被害を受けた那珂川の

必要です。
大雨・洪水には例年以上の警戒が

でご確認ください。
一役所が作成しているハザードマップ普段から避難先や避難ルートを、市「方が一の河川のはんらんに備えて、

ずれかへお知らせください。水などを発見されましたら、次のいまた、堤防の崩れ・ひび割れ・漏

○常陸河川国道事務所

○那珂川上流出張所 四029(240)4061

0287(82)3365

○常陸河川国道事務所

□ http://www.ktr.mlit.go.jp/ hitachi/index.htm

川の防災情報

☐ http://i.river.go.jp

○雨量・水位情報電話応答装置

029(240)4102

問い合わせ

国土交通省常陸河川国道事務所

029(240)4061

適切な管理をおねがいします台風シーズンを迎え樹木の

んか。 道路敷に樹木が張り出していませ

ことがあります。被害者から損害賠償を請求されるけがをしたり車が破損した場合、折れて落下したために、通行人が断れが車道や歩道に倒れたり枝が

○樹木を適切に管理していますか。 ○大変を 樹木が道路を覆ったり、大変危険 がのような行為はしないでください。 の適切な管理をお願いします。 の適切な管理をお願いします。 がのような行為はしないでください。 道路敷に看板やのぼり旗などを置 がったりすると、車の視界をさ がのような行為はしないでください。 道路敷に看板やのぼり旗などを置 がます。



■問い合わせ

四(23)6613 管理課 6413

■(23)6543保全第一課

市道路維持課

(23) 87 17

野外焼却禁止のお知らせ

住民の迷惑となります。 でみなどの野外焼却は、法令など で展棄物処理法・悪臭防止法・栃木(廃棄物処理法・悪臭防止法・栃木(廃棄物処理法・悪臭防止法・栃木がある家庭へ悪影響を及ぼすなどの発生、 するには節電対策の保全等に関する条例などので焼却することは、火災や外(素掘りの穴・ドラム缶・簡易焼が、 京川禁止されています。 とらには節電対策の保全等に関する条例などの野外焼却は、 法令などの野外焼却は、 法令などの野外焼却は、 法令など

科」に処せられます。 1千万円以下の罰金又はこれらの併した場合、「5年以下の懲役もしくは廃棄物処理法では、廃棄物を焼却

響が少ない場合は除かれます。い場合、または生活環境に与える影ただし、社会の慣習上やむを得な

さい。いのでみステーションにお出しくだいのでみステーションにお出しくだやせるごみ」として指定日に、お住までみは、市の指定袋に入れて、「燃

なお、せん定した枝は、収集車に入

いします。
0921)」に直接搬入するようお願ます「緑資源リサイクル施設(54-7出すか、黒羽地区の亀久にありる大きさ(50㎝程度)に切って、束ね

《参考》

何人も、次に掲げる方法による場律第16条の2

は発生が見せば、計りで見ったらない。合を除き、廃棄物の焼却をしては何人も、次に掲げる方法による場

より行う廃棄物の焼却 2他の法令又はこれに基づく処分に 理基準に従って行う廃棄物の焼却 理基準又は特別管理産業廃棄物処 般廃棄物処理基準、産業廃棄物処 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一

定めるものである廃棄物の焼却として政令でである廃棄物の焼却として政令でである廃棄物の焼却又は周辺地を得ない廃棄物の焼却又は周辺地

■問い合わせ

■(23)8706 生活環境課環境政策係

「大田原管工事工業協同組合」、水道工事に関する問い合わせは、土・日・祝日・夜間の漏水、

●黒羽地区●大田原・湯津上地区

090 - 2157 - 1513